



広報

No.472

2015.8

# りしり

イエロープロジェクト  
～商店街活性化事業～

みんなで商店街を  
明るく華やかに!



スマート国勢調査!  
平成27年国勢調査を実施します!



国勢調査  
2015

平成27年国勢調査利尻町実施本部 (利尻町役場まちづくり振興課内) 電話:0163-84-2345番)

平成27年度

# 教育行政執行方針



利尻町教育委員会

教育長 佐々木 日出雄

平成27年第2回利尻町議会定例会の開会にあたり、平成27年度利尻町教育行政執行方針の主要な施策について申し上げ、町議会議員の皆様をはじめ、町民皆様並びに教育関係者の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

## はじめに

今日、我が国が直面している少子・高齢化や人口減少による産業構造の変化、情報通信機器の多様化に伴う新たな情報社会の形成やグローバル化などにより、教育を取り巻く社会情勢は大きく変わり、その変化のスピードはさらに増しているものと思われまます。

このような時代の変化に柔軟に対応できる人材の育成が求められ、子どもたちが将来必要になる能力や考え方を身につける「次世代教育」の重要性が高まっています。

これからの教育に必要な

ことは、基礎的な知識・技能を習得するとともに、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探求し、学びの成果等を表現し、実践に活かしていくことです。

こうした認識のもと、多くの教育課題に対応するために、利尻町教育推進計画に基づき、高い志を持ち、社会で自立して生きていくための必要な学力やコミュニケーション能力など、実践的な力を身につけた人材の育成と情報を精査し活用するためのインターネット等の情報通信機器を使いこなす基本的な能力や問題解決力・思考力、想像力を使って新しく独創的なアイデアやものを作り出す能力の育成に努めてまいります。また、中学校の統合のため、平成27年度と28年度の2カ年連続で新たな町立中学校の建設が始まります。鉄筋コンクリート2階建ての校舎と屋内体育館の建設



と運動公園の運動広場を利用しグラウンドを整備して、平成29年4月の開校を目指すものです。

学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場であり、生活の場であるとともに、地域にとっても身近な施設でありますので、学びとしての学校、生活としての学校、地域とともに歩む学校という基本方針に基づき、新しい中学校づくりを推進してまいります。そのために、杓形・仙法

志両中学校を中心に、PTAや小学校、教育委員会による中学校統合準備委員会を立ち上げ、新設中学校の基本となる学校名、校章、校歌、制服等の制定や学校教育目標の設定、教育課程の編成、学校行事、PTAや校内組織体制など学校運営全般に関する事、施設設備・備品の整備に関する事、さらには、現行中学校の閉校に関する事など、新設中学校開校に向けた準備作業を関係機関との連携と共通理解を深めながら、遅滞なく進めてまいります。

## 利尻町教育のめざす姿

利尻町教育推進計画では、利尻町教育の理念として「心豊かにいきいきと学び、利尻の新しい時代を担う人材を育む」と定め、その実現のために「人として優しく広い心づくりと自立してたくましく生きる『自分』づくり、「誰もが楽しく豊かに学べる生涯学習環境

『学び』づくり、「みんなの力でみんなが誇れる『ふるさと』づくりが揚げられております。

これをふまえ、本町の学校教育推進の総括目標を「利尻を愛し、夢と希望に向けて挑戦する子どもを育てる学校教育の推進」と定め、重点として自立した生き方を支える教育の推進、新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進、豊かな人間性と感性を育む教育の推進、心身の健やかな成長を促す教育の推進、信頼される学校づくりの推進という5項目をあげております。

また、社会教育推進の総括目標として「心豊かにいきいきと学び、活力ある町づくりをめざすための人材を育成する社会教育の推進」と定め、重点として利尻町らしい生涯学習社会の実現の推進、地域で子どもたちを育てる環境づくりの2項目をあげております。

利尻町教育委員会としま

しては、利尻町教育のめざす姿として揚げられている目標や推進事項に基づいて、社会や時代の要請を踏まえるとともに、利尻町の教育理念の実現に向けて邁進してまいります。本推進計画は平成27年度が5ヶ年計画の最終年度となります。ことから、平成28年度から5ヶ年の新たな「利尻町教育推進計画」を策定し、本町の教育行政を推進してまいります。



## 心豊かにたくましく生きる 子どもの学校教育の推進

心豊かにたくましく生きる子どもの学校教育の推進に関する主要な施策について申し上げます。

学校教育推進の総括目標は「利尻を愛し、夢と希望に向けて挑戦する子どもを育てる学校教育の推進」として、5つの重点項目を掲げております。

重点項目1の「自立した生き方を支える教育の推進」では、確かな学力の向上をめざす教育の推進、コミュニケーション能力を育む教育の推進、少人数の特性を活かし、一人ひとりを伸ばすへき地・複式教育の推進、一人ひとりの自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進としております。

確かな学力の向上を目指すために、全国学力・学習状況調査を行い、北海道教育委員会作成の「チャレンジテスト」や利尻町独自の

「基礎学力問題集」の活用を図り、基礎的・基本的な学習の定着を図ってまいります。また、知識や技能の習得、思考力、判断力、表現力を育む指導の充実に努めるとともに、子どもの学

ぶ意欲を高めるために、一人ひとりの良さや可能性を的確にとらえる教育の推進に努めてまいります。さらに、本年度も特別支援教育支援員を必要とする小学校に支援員を配置し、校内支援体制の充実を図るとともに、特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業の支援・協力も得ながら、学校が抱える課題の把握と対処・対応について取り組んでまいります。

重点項目2の「新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進」では、ふるさと教育、国際理解教育、情報教育、環境教育など社会の変化に柔軟に対応する教育の推進、よりよい生き方や主体的に進路を選択する力を育むキャリア教育の推進としております。

ふるさと利尻への触れあいと利尻をよく知るためのクリーンキャンペーンやふるさと学習を通して、ふるさと教育の推進に努めるとともに、町役場や消防署、町議会の傍聴などの公共施設の訪問・見学、特別養護老人ホームや町内にある商店での職場体験学習などにより、職業に対する興味関心をより一層高め、望ましい職業観の育成や将来の目標を見いだすことができるキャリア教育を推進してまいります。

また、コンピュータ機器やインターネット環境を整え、情報化社会に対応できる能力の育成に努めるとともに、本年度も引き続き、ALT（外国語指導助手）を活用し、英語教育の推進を図り、コミュニケーション能力や国際理解教育の推進に努めてまいります。

重点項目3の「豊かな人間性と感性を育む教育の推進」では、豊かな心を育む道徳教育の推進、豊かな感性や思考力・判断力・表現力を育む読書活動の推進、豊かな人間性や社会性を育む体験的な活動の推進、豊かな人間性を育む生徒指導・教育相談の推進としてお

な人間性や感性を育む体験的な活動を推進してまいります。さらに、いじめ問題に対応するため、教育相談室を設置し、相談員を配置して、いつでも相談できる体制を図ってまいります。

学での安全を確保するための交通安全教育の推進に努めてまいります。

また、児童生徒の通学の安全確保のために、スクールバス通学で定められている規定距離にわずかに満たない児童生徒であってもスクールバス通学ができるよう柔軟に対応するとともに、冬期間の通学路の町道や道の歩道の除雪など町長部局や北海道の協力連携のもと、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりを推進してまいります。



ます。本年度の全道へき地・複式教育研究大会宗谷大会第8分科会の本町開催をより意義あるものとするために、全教職員の参加の下、研修内容の深化に努めてまいります。

### 生涯学習に対応した社会教育の推進

生涯学習に対応した社会教育の推進であります。社会教育推進の総括目標

道徳教育については、児童生徒が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけるために、文科省の道徳教育用教材「私たちの道徳」を活用した道徳教育の充実に努めてまいります。

重点項目4の「心身の健全な成長を促す教育の推進」では、心身の健康の保持増進を図る体育・健康に関する指導の推進、子どもが安心して学校生活を送ることができるとともに、食育の推進として、正しい知識と望ましい食習慣を身につける食育の推進としております。

重点項目5の「信頼される学校づくりの推進」では、魅力ある学校づくりの推進、日々の教育実践に生かす校内研修の推進としております。

員による地域からの意見を取り入れるとともに、浮島まつりや音楽コンサートなどの地域行事への積極的な参加を促進してまいります。また、今日的な教育課題や教員の指導力向上と資質向上のための研修活動など、教育実践上の課題を踏まえ、た校内研修の充実に努めるとともに、学校教育目標の具現化を図る研修活動など、教育委員会と学校教職員が一丸となって信頼される学校づくりを推進してまいります。

は「心豊かにいきいきと学び、活力ある町づくりをめざすための人材を育成する社会教育の推進」として、心の豊かさや地域の活力と生きがいを求め、町民一人ひとりがいきいきと生活していくために、利尻町らしい生涯学習社会の実現の推進、地域で子どもたちを育てる環境づくりの2つの重点項目を定めております。

また、交流促進施設などの郷土資料室と各学校図書室とのネットワーキ化をすすめながら、児童生徒が図書に親しむための読書活動の推進を図るとともに、中学生の修学旅行での観光大使や利尻漁業士会による漁業を学ぶことによる豊か

力向上を図るため、全国体力・運動能力・運動習慣等調査への参加やしまっ子まつりマラソン大会を行うとともに、子どもが安心して学校生活を送ることができるとともに、学校ごとに防災計画などの危機管理に基づく避難訓練や通

魅力ある学校づくりの推進として、学校行事等を町内回覧で積極的に周知し地域との繋がりを深めていくことと、学校と地域・家庭との連携のために学校評議

重点項目1の「利尻町らしい生涯学習社会の実現の

重点項目1の「利尻町らしい生涯学習社会の実現の

推進」では、利尻町らしい生涯学習・社会教育の推進、生涯学習社会に対応した人材を育む社会教育の推進、生涯各期及び領域に応じた学習活動の充実、文化芸術活動の推進と生涯スポーツ・健康づくりの推進としております。

利尻町らしい生涯学習・社会教育の推進では、町民一人ひとりが主役となれる「自分づくり」・「まちづくり」に関する事など、生活課題、地域課題を明確にした学習活動の展開に努めてまいります。

生涯学習社会に対応した人材を育む社会教育の推進では、未来を担う児童生徒を対象としたリーダーの会「若葉」の活動の促進や利尻3町児童交流会を行うとともに、利尻町生涯学習推進計画に基づき指導者登録・指導者派遣としての生涯学習ボランティアバンクを活用し、多様な事業や活動に対応できる生涯学習活動

の推進に取り組んでまいります。

また、生涯各期及び領域に応じた学習活動の充実として、親子自然体験事業、赤ちゃんと保護者が絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけとなるブックスタート事業、利尻を探り知るための発掘探検隊とふるさとカレッジ、三世代交流事業、高齢者いきいき学級などの事業を実施してまいります。

さらに、文化芸術活動の



推進と生涯スポーツ・健康づくりの推進では、子ども文化教室の開催、利尻町文化協会主催による町民文化展示会や町民芸能祭への支援、劇団海流座による利尻公演の実施、「劇団四季」利尻公演での利尻3町全小中高校生の鑑賞のほか、児童生徒の体力向上を目指した「体力向上先導的総合実践事業」や町民対象の各種スポーツ教室や各種大会などの実施、団体への支援・協力などによる文化・芸術とスポーツ・健康の町づくりを推進するとともに、交流促進施設などをはじめ、公民館、博物館、総合体育館、運動公園、スキー場等の各施設の維持管理と有効活用を図り、教育環境の充実に努めてまいります。

重点項目2の「地域で子どもを育てる環境づくりの推進」では、地域が協力して子どもたちの安心・安全の確保や健全育成の体制整

備として、放課後児童の健全育成のための児童保育を行うとともに、子どもの生活リズムの向上を目的とした土曜日の午前中を有効活用する事業として、小学生を対象にした英会話教室の実施、図書ボランティアによる小学校朝読書読み聞かせや図書まつり事業を連携・協力して実施してまいります。

また、青少年健全育成の関係機関・団体等との連携・協調により、非行防止活動や防犯活動など、地域ぐるみ子どもを守り育てる環境づくりの推進に努めてまいります。

### おわりに

21世紀の主役となる子どもたちが未来を切り拓き、時代を生き抜く力を育むこと、さらに、町を守り育てる人づくりが求められております。

利尻町教育委員会は、町民それぞれの夢の実現に向

けて力強く成長することができるよう、学校教育はもちろんのこと、社会教育の教育環境の充実に向け、全力で取り組んでまいります。また、町民皆様の教育行政に対する理解と信頼を深めるために、学校・家庭・地域との一層の連携、協力を大切にしながら、開かれた教育行政を積極的に推進してまいります。

利尻町教育の理念である「心豊かにいきいきと学び利尻の新しい時代を担う人材を育む」ために、次世代を担う子どもたちが、個性を伸ばし可能性を切り拓き、自らの力で明るい未来を創っていくことができるように取り組んでまいりますので、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様、教育関係者の皆様のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。教育行政の執行方針といたします。

# 議 会 報 告

## 平成27年 第2回町議会定例会

第2回町議会定例会は6月19日招集され、条例の改正案、補正予算(案)等を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

### 【条例改正】

◆利尻町手数料条例の一部を改正する条例

○本条例は、本年十一月からの戸籍電算化の運用により、従来の紙戸籍に記載されたものから、磁気ディスクにデータとして記録され、これをもって調製することとなります。これに伴い、従来の戸籍謄本等は「磁気ディスクをもって調製された戸籍等に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面」となります。この書面に関する定めを条例に追加し、一部改正するものです。

◆利尻町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○本条例は、国民健康保険法並びに同施行令等の関係法令の改正に伴う課税限度額等の金額の改正と被保険者の所得が確定したことに

に伴い、国保会計の健全運営を図るとともに、低所得者等の負担を考慮し、利尻町国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、本年度の国民健康保険税の税率等を改正するものです。

◆利尻町介護保険条例の一部を改正する条例

○本条例は、「地域における医療介護の総合的な確保

を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、平成二十七年四月から、消費税率による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けることとしたことに伴い、本条例を改正するものです。その内容は、第一号被保険者については、平成二十七年年度から平成二十八年度までの間は、保険料基準額に対する割合を0・5

### 国民健康保険税

		現 行	改正後
医 療 分	所 得 割	7.10%	7.20%
	資 産 割	50.00%	50.00%
	均 等 割	29,000円	30,000円
	平 等 割	30,000円	31,000円
	賦課限度額	510,000円	520,000円
支 援 金 分	所 得 割	1.90%	1.90%
	資 産 割	-	-
	均 等 割	8,000円	8,000円
	平 等 割	7,000円	7,000円
	賦課限度額	160,000円	170,000円
介 護 分	所 得 割	1.50%	1.50%
	資 産 割	8%	8%
	均 等 割	6,000円	7,000円
	平 等 割	6,000円	6,000円
	賦課限度額	140,000円	160,000円

町政の主人公は町民の皆さんです!

# 議会を傍聴しましょう

定例町議会は年4回(3・6・9・12月)に開かれます。

から0・45に軽減すること  
を本条例において定めるも  
のです。

# 【各会計補正予算】

※△は減額です。

	補正額(増減)	予算総額
一般会計補正予算(第1号)	4億4,374万4,000円	34億9,184万4,000円
国民健康保険事業 特別会計補正予算(第1号)	△ 2,108万5,000円	3億8,535万2,000円
介護保険 特別会計補正予算(第1号)	182万8,000円	2億6,510万8,000円
特別養護老人ホーム 特別会計補正予算(第1号)	133万9,000円	1億9,632万6,000円

## 【専決処分】

◆利尻町税条例一部を改正する条例

○本条例は、地方税法の一部を改正する法律が、平成二七年三月三十一日に公布された事により、本町の税条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、法人住民税の均等割りに係る改正に伴う所要の措置や個人住民税等、各税の減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定する措置、また、ふるさと納税の申告特別に係る規定の新設や、軽自動車税においては、特例の規定の新設、平成二七年度より適用することとされていた二輪の軽自動車等に係る税率の引き上げについて、適用開始時期が一年延長されることに伴う措置など、所要の措置が講じられたところです。

以上の本税法の改正により、町税条例における関係

箇所の所要条文の改正をするものです。

◆平成二六年度利尻町一般会計補正予算(第八号)

歳入歳出それぞれ、七二〇八万五千円を追加し、予算総額を二七億一六三万七千円にするものです。

歳出の主なるものは次のとおりです。

○特別養護老人ホーム特別会計繰出金

八〇七万九千円

○国民健康保険事業特別会計繰出金

二百万円

○利尻島国民健康保険病院組合負担金

五千万円

○漁業集落排水施設事業特別会計繰出金

二二九万三千円

○下水道事業特別会計繰出金

八三九万三千円

◆平成二六年度利尻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ、三九八万二千円を追加し、予算総額を三億七三〇万二千円にするものです。

歳出の主なるものは次のとおりです。

○療養諸費

七四六万二千円

○高額療養費

一六八万五千円

○共同事業拠出金

△四〇七万円

# 一般質問



**松村議員**

本町の少子化に歯止めをかけるため、子育て支援が重要であると思いますが、保護者の負担軽減を図るうえで、保育料の減免や小・中学生の給食費の助成などをする考えはないか、町長にお伺いいたします。

**保野町長** ご質問の少子化対策は、急激に進む少子高齢化を踏まえて、これに対処するために国は各自治体に将来に向けた人口ビジョンの策定を求めています。そういう状況の中で本町では早くから過疎化防止、町民の定住化を念頭にふるさと定住促進条例の中に、少

**Q** 保護者の負担軽減を図るうえで、保育料の減免や小・中学生の給食費の助成などをする考えはないか。

**A** 当面今後の取り巻く環境の推移も見ることにし、具体的な措置は控えたい。

子化対策と子育て支援の観点から児童養育奨励金と出産祝金の制度などを設けて子育てを支援して参りました。今年度において児童養育奨励金の見直しをいたしまして、三人目の児童に対して出生時から中学校修了まで月額一万円を支給することに改正をいたしました。また、既に実施をしております離島妊婦安心出産支援制度も子育て支援の一端でありますし、保育料につきましても、保育所に二人以上入所している場合は二人目以降の保育料を二分の一としているなど、本町の財政状況も勘案しながら出来るだけの支援の体制をつく

つてきている現状にあります。本日の一般質問で保育料の減免の件と小・中学生の給食費の助成についての質問をいただきましたので、一件ごとに考え方をお話ししたいと思います。まず保育料の減免につき

まして、現在検討をしているところでありますが、子育て環境を改善するために更なる支援を充実させるための減免措置を広げたいと思っております。現時点で見直しの内容として、これまで同時に二人以上入所している場合二人目以降は保育料を二分の一に減額することにしていくものを、三人目は無料とするとか、更には本町の漁業後継者報償金交付事業実施要綱に規定する対象者の児童や本町のふるさと定住促進条例に規定する転入奨励金支給者の児童等については、一人目から該当児童に係る保育料は当該徴収金の二分の一にするとかの措置を現在考

えておりまして、具体的な支援の内容や開始の時期等につきまして、条例改正等も必要となりますので、環境を整えば十月からを目途に具体的な支援の内容を議会にもご相談をさせていただきたいと思っております。

次に小・中学生の給食費の助成の件であります。本町の学校給食につきましては、昭和四八年に利尻富士町と利尻郡学校給食組合を組織いたしました。一部事務組合形式の広域行政で島内の小中学生の給食対応をしてきたところでありまして、本年の概要をお話しいたしますと、給食人員は利尻町が一四三人の児童生徒と四四人の教職員を合わせて一八七人、利尻富士町が児童生徒二〇四人、教職員が四六人合わせて二五〇人、両町全体で四三七人となっております。これだけの給食人員にしっかりと安定した給食を提供していくために、一億五百万円余り

の費用を要しておりますが、保護者・教職員が負担している給食費は二一〇〇万円ほどで、残り八五〇〇万円ほどを両町で負担をして、収支を合わせている状況となっております。参考までに、保護者負担の給食費の状況は、一人一月当たり小学生で三六五〇円、中学生が四四六〇円となっております。まして、年額にしますと一人当たり小学生で四万三八〇〇円、中学生で五万三二〇〇円となります。これを管内の各市町村の状況と比べてみますと、本給食組合の保護者負担が一番安く、一番高い市町村の額と比べてみますと年額比較で、小学生で一人当たり八六〇〇円余り、中学生で八一〇〇円余りの開きがある実態であります。本学校給食組合の現在の料金は、これまでも離島物価の高騰や消費税の引上げ等がありました。が、平成一一年度に引き上げをして以来これまで一五



年間据え置いてきておりまして、不足する分は全て両町からの公費負担で対応してきた歴史があります。給食組合としては、個々の保護者に負担を求めなかったことが子育て支援の一つになってきているものと認識をしております。ただ、中

具体的措置は控えたいと思っております。

踏み込んだ支援の考えはなにかお伺いいたします。

ございますが、ご質問の中にも出ておりましたが、国は地方創生を具体的に全国の町村に、もっと活力のある計画を求めています。どの町村も現在策定をしておりますが、本町においても、「まち・ひと・しごと創生対策本部」を設置しまして、その計画の中に人口減少対策の計画や戦略計画として国費を特定財源と認めてもらえるものであれば、また、他の国費のご支援もいただければ、子育て支援のための財源を特化して、引き上げなど考えていきたいという思いは私も大きなものがあります。

援の事業を立ち上げていきたいと思っておりますが、現段階においては自己財源の中の範囲内で今年の下期からでも着手していかうと思っております。今後については総体的に子育て支援政策を内部で検討したいと思えますので、現段階での背景になつていく条件等もご理解いただきと思えます。

頓別町はかなり昔から給食料が無料でありまして、礼文町は学校単位で給食対応をしております。また、稚内市は昨年から低所得者世帯の児童生徒の給食料を半額免除の措置をとっているように聞いております。こうした管内状況を見る時に、子育て支援はそれぞれの市町村の主体的な判断だということを言われる方もおりますが、共同体制で運営されている組合の実態も考えまして、関係町、関係者がしっかりと協議を進めた上で手順も必要になりますので、給食料の助成については、当面今後の取り巻く環境の推移も見ることとし、

**松村議員** 本町で子育て支援に対して非常に踏み込んだ配慮をしているところには十分評価するところでありまして、国の地方創生や道の少子化対策など人口減少に歯止めをかけるためには、子育て支援が第一であり、特に力を入れていく状況にあります。

**保野町長** 本町が活力をもつて過疎化に歯止めをかけて元気を取り戻すための政策を一つずつ前に進めることが必要であると思っております。

ご質問の子ども育成、子育ての支援も重要と考えますが、それだけが町づくりや活性化のためのすべてではありませんので、高齢者の支援もありますし、総体的に町民の皆さんが住んでいてよかつたと思えるような行政サービスをしたいと考えております。限られた財政事情の中でそれぞれの年代や職層、それぞれの立場の方々に少しでも行政が手を差し伸べられる政策をしていこうと思っております。

**松村議員** 国や道においても少子化対策や子育て支援に力を入れている状況にありますので、色々な問題点を総体的に考え、国や道に要望して支援が得られるようお願いいたします。そして若い人たちが安心して働いて、結婚、そして出産、子育て世帯の経済的負担の軽減を図って、安心して暮らせるまちづくりを目指して頑張っていたらいいと思います。

さで、子育て支援のため

の更に前に進める政策はなにかと言うというご指摘で

提出し、新たな子育て支

援の事業を立ち上げていき

たいと思っておりますが、

くものだと思えますので、今回のご質問は子ども達のための政策について特化したご質問をいただいたと思っておりますので、国の地方創生の中での計画も明らかりとみんなで作り上げていかなければならないと思っておりますし、更には平成二五年に改正された離

島振興法においても、国に強く支援をしてもらわないとならない制度だと思っておりますので、両法律のなかで国や北海道に訴えながら少しでも本町の子ども達に、反映出来るような支援をお願いしながら、目標を達成出来る計画を立てたいと思っております。



**Q** 現在どのような方法で地域住民の安否確認等に当たっているのか、また、今後どのようなしつかりした安否確認をしていく所存か。

**A** 地域とのつながりや連携が図られるよう努め、実効性の上がるしつかりとした仕組みを構築して早期に体制を整えたい。

**蔵議員** 今年三月に、町内の一人暮らし女性が自宅で亡くなり、一週間ほどあとに発見され、その後間もなくご高齢のご夫婦がお二人とも自宅で亡くなった状態で発見されたわけでありませんが、短期間で三人の方々がお亡くなりになるという

なしつかりした安否確認をしていく所存か、町長の考えをお伺いいたします。

**保野町長** 日頃から社会福祉協議会や自治会長さんをはじめ各自自治会の方々、民生委員の皆さんなど多くの町民の協力をいただいて、更には役場担当課も意識を高めながら一人住まいの高齢者の皆さんの安否に気をつけながら見守ってきておりましただけに、あのような事態が発生しましたことは誠に残念なことでありました。改めてお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

さて、これまでの取り組みでございますが、現在実施されている事業の一つに一人暮らし高齢者安否確認事業があります。担当者から週に一回、IP電話によりまして体の状況、生活の近況等の話をしながら安否を確認するものでござい

ます。平成二七年四月時点では杳形で二二名、仙法志五名の方が登録されておりまして、基本的には独居老人で本人や家族が希望される方のみとなっております。もう一つは、社会福祉協議会が実施しております緊急通報装置設置事業であります。この事業は、一人暮らしの高齢者の方が緊急時にボタン等の操作で病気や災害などの通報が出来る仕組みになっておりまして、通報先は親族や消防等に設定可能なシステムとなっております。平成二七年四月時点で、杳形一三件、仙法志九件の利用となっております。もう一つは民生児童委員の訪問と各種介護保険予防サービス安否確認があります。デイサービスでは、希望の利用者が一九名、ほのぼのの利用者が三四名となっております。最後に町と商工会が協定を結びまして、高齢者が家族や地域から孤立していたり、日常

生活における問題行動等している場面を発見した場合には、地域住民、金融機関、商店や飲食店等すべてが入るわけですが、地域住民などから地域包括支援センターまたは役場へ連絡・相談をする地域見守りネットワークとなっております。

今まで一人暮らしの高齢者を主とした安否確認でありましたが、今後は、高齢者夫婦、六五歳未満でも知的・身体・自立支援対象者も含めた安否確認のしくみの検討をはじめました。独居生活者と高齢者世帯を合わせた四三三世帯をこれから見守り対象の候補としまして、現時点での見守りの必要性の有無を判断して、見守りが必要とされた方を新たに対象者として、見守りの方法、見守りの度合い、頻度等を検討することとしております。基本的にはまず家族や身内の方に對して、定期的な連絡をもらい安否確認を進めた

いと思っておりますが、対応出来ない場合には、今までの週に一回のものを二回程度の安否確認を行う体制を考えていきたいと思っております。また、このような制度を拒否される場合もありますので、それぞれの方々に合うような方法の検討も担当課に指示し、現在

内部でつめているところであります。更には、郵便局や地元商店など民間事業者等の協力もお願いしながら地域とのつながりや連携が図られるように努めて参りたいと考えておりますし、民生児童委員との役割分担や連携も一層深めて、きめ細やかな実効性の上がるしつかりとした仕組みを構築して、早期に体制が整うようにしたいと考えています。

**蔵議員** ある程度きめ細やかな計画を立てていることで、少しは安心出来るわけですが、現在一人で生活されている方、あ

るいは高齢者の方において、あのような事態を聞いた時、非常に生活に不安を感じているのではないかと思うわけですが、町長のスローガンの一つでもあります、この町に住んでよかった、安心安全の町づくりをお願いしたいと思っております。

また、各市町村に地域包括センターがありますが、一人世帯や高齢者世帯を見ますと、病気の不安、生活の不安などがあるわけでございまして、地域包括支援センターの保健師、主任ケアマネージャーあるいは社会福祉士などの専門の方々によるきめ細やかな対応が必要と思われませんが、只今町長の話もお聞きしましたが、出来れば担当課長にもお話しをお聞かせ願いたいと思えます。

**保野町長** 再質問でございますので、基本的な考え方だけお話しします。見回りの頻度を上げることがこの

春のような事故を少しでも防ぐ方法だと思えます。その他に独居老人の世帯の日頃の見守り、確認というのは電話する以外にも包括支援センターの担当者、保健師たちを先頭に、なるべく頻度を多くして、声をかけながら訪問しておりますし、民生委員の方にもお世話になっております。自治会長方にもその都度心配をいただいております。その他には、その分野に特化した地域おこし協力隊を募集いたしました

が、今現在対応していただける方は得られておりませんが、これからも、改めて募集をしていきたいと思っております。更には、一人住まいの方が家の中で動いている様子が確認できるといようなシステムがあるという話は内部でもしておりますが、費用の面や体制を整えるのに少し整理をしないとならないものですから、どういった方法が一番合うのか、一歩進んだ安否確認の

方法が構築されるよう更に検討させていただきたいと思えます。現場の状況は担当課長から説明をさせたいと思えます。

ます。ただし、その中でも、色々な方がおりますので、様々な方法を駆使しながら見守り安否確認等をする必要があると思われれますことから、包括支援センターを含め、役場福祉係、保健指導係などでただ今精査しておりますが、少し時間を要しますが、出来る限り早い段階でリストアップしたものを整理し、個別の対応が的確に出来るようなものにしていきたいと思っております。

**小杉課長** 高齢者の安否確認と包括支援センターの役割ということで、まず包括支援センターでございますが、地域から信頼されておりました、かなり頼られるものになってきております。逐次一般の方からの相談、民生児童委員からの情報提供を受けて保健師それから専門員等が出向きまして、それぞれの状況を把握し役場からし支援課全体で把握いたしまして、どのような方法が一番適しているのか相談しながら、きめ細かな対応をさせていただくようにしております。

また、安否確認でございますが、実際に必要な世帯は約四三〇世帯中、二〇〇世帯程度になろうかと思

います。二〇一八年度までに法改正により、事業が拡大されて行くと思われれますが、他の町村を見ますと、見守り安否確認のほか配食サービス、外出支援というようなことで、見守りをしている事例もあります。本町において、二〇一八年までは、まだ何年かあり、その間にまたこのような事故がないとも限らないわけですから、出来るだけ早期

**蔵議員** 二〇一八年度までに法改正により、事業が拡大されて行くと思われれますが、他の町村を見ますと、見守り安否確認のほか配食サービス、外出支援というようなことで、見守りをしている事例もあります。本町において、二〇一八年までは、まだ何年かあり、その間にまたこのような事故がないとも限らないわけですから、出来るだけ早期

に体制を整え、見守り等の確認をしていただきたいと思ひます。先ほどの町長の答弁では一週間に一回程度ということでしたが、三日くらいずつ安否確認をしているという所もあります。ヤクルトの配達人をお願いをして配達日ごとに安否確認をしていただいているという町村もあるようでございます。方法としては色々あると思ひますので、今後とも事故や孤独死などがなような取組みをお願いいたします。私の質問を終わります。

**保野町長** 色々他の町の事例もお話しいただきました。配食サービスやその他にも、国が示すメニューとして今後また広がっていくものと思ひれます。

また、本町においても配食サービスなどはすでに社会福祉協議会で何年も以前に実践をしたことがあります。ただそれはサービスの

一環としての位置づけです。から、町によっては色んな分野の支援をしているわけでありませう。

それから週に一回IP電話で安否確認をしておりますが、先ほど私も申し上げましたし担当課長もお話ししているように、日常の包括支援センターの業務や保健師たちの予防活動などのほか福祉担当者も通常勤務の中で心配なところには立ち寄って状況を把握しておりますし、これかも充実していかなければと思ひます。さらには、今担当に指示しておりますのは、ネットワークを町内の公共機関や店屋さんなど一つ問題が発生した時にすぐ多くの町民の皆さん方に届くような、また連絡もとれるような体制づくりを早急に構築しようとしておりますので、そういうことも含め、見守り体制の更なる充実を図るため努力をしていきたいと思います。

## ～「北海道苦情審査委員」制度のお知らせ～

# 知っていますか? 道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。道政に対する、皆さん自身の利害に関する苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てることができます。

皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対して、必要な調査を行い、審査します。

審査の結果、道の業務執行に不備な点や制度上の問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

- ①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か、各総合振興局(振興局)の『道政相談室』です。
- ②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
- ③ホームページからも「申立書」をダウンロードできます。  
→道トップページの右上のサイト内検索で、「苦情審査」と入力してから検索をクリックして下さい。
- ④申立ては、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、①の窓口へ提出して下さい。また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。
- ⑤問い合わせ先

### ・北海道総合政策部知事室道政相談センター

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5523 内線21-706 FAX 011-241-8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

### ・各総合振興局(振興局)地域政策部道政相談室

平成27年11月から

# 戸籍事務の電算化がスタートします

## 戸籍の電算化ってどういうこと？

戸籍は、和紙で作られた戸籍原本をもとに、手書きやタイプライターによって事務処理が行われてきたため、記載や証明書の発行に時間がかかっていました。

電算化（コンピュータ化）することで、証明書発行等にかかる時間が短くなり、また証明書も見やすくなるなど、行政サービスの向上につながります。

### 現在（戸籍謄本・抄本）

この謄本は、戸籍の原本と相違ないことを証する。  
平成 年 月 日  
北海道利尻郡利尻町長 保野 洋一 印

氏名	利尻 太郎
出生	昭和25年3月18日 北海道利尻郡利尻町
配偶	花子
出生	昭和25年3月10日 北海道利尻郡利尻町
配偶	太郎

### 電算化後（全部・個人事項証明書）

本籍	北海道利尻郡利尻町利尻字録町14番地1
氏名	利尻 太郎
戸籍事項	【性別】男 【出生日】平成27年11月14日 【改製事由】平成27年11月14日 【改製事由】平成27年11月14日 【改製事由】平成27年11月14日
戸籍に記録されている者	【氏名】太郎 【出生日】昭和25年3月18日 【出生地】北海道利尻郡利尻町 【配偶】花子 【出生日】昭和25年3月10日 【出生地】北海道利尻郡利尻町 【配偶】太郎
身分事項	【出生日】昭和25年3月18日 【出生地】北海道利尻郡利尻町 【出生日】昭和25年3月10日 【出生地】北海道利尻郡利尻町 【出生日】昭和25年3月10日 【出生地】北海道利尻郡利尻町
戸籍に記録されている者	【氏名】花子 【出生日】昭和25年3月10日 【出生地】北海道利尻郡利尻町 【配偶】太郎 【出生日】昭和25年3月18日 【出生地】北海道利尻郡利尻町 【配偶】太郎
発行番号	6000001
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。 平成27年11月14日 北海道利尻郡利尻町長 保野 洋一 印	

## 現在の戸籍はどうなるの？

電算化前に使用されていた戸籍は「平成改製原戸籍」として保存されます。

## 手書きで書かれている氏名の文字はどうなるの？

現在の戸籍では、「行書などのくずし字」「書き癖」など『辞典に掲載されていない文字』で書かれているものが多くあります。これらの文字は戸籍の電算化の際には、「常用漢字」「人名漢字」などの法務省の通達に沿った文字表記に置き換えられる（正字化される）こととなります。

### 文字の正字化の例

佐	→	佐	善	→	善	龍	→	龍
博	→	博	廣	→	廣	泰	→	泰
藏	→	藏	藤	→	藤	邊	→	邊

文字の正字化対象の方には、事前にお知らせの文書を送付しますのでご確認をお願いします。デザイン上の相違とみなされる文字の方には、お知らせはありません。

戸籍事務の電算化にむけて、皆様のご理解とご協力をお願いします。ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】** 利尻町役場 暮らし支援課 町民係 ☎84-2345 知らせますケン 84-0114

# マイナンバー制度はじまります

## (社会保障・税番号制度)



### 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)とは…

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

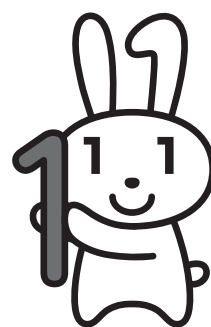
(内閣官房HP「マイナちゃんのマイナンバー解説」より抜粋)



### マイナンバーとは…

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、**一人ひとり異なる12桁**の番号のこと。

原則、**マイナンバーは生涯変更されません。**



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



### マイナンバーが必要な場面とは…

平成28年1月以降、住民の皆さんの

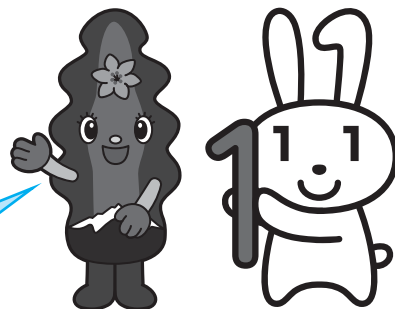
- 年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの **→ 社会保障関係の手続**
- 税務署等に提出する書類への記載など **→ 税務関係の手続**
- 被災者生活再建支援金の支給など **→ 災害対策に関する手続**

**役所関係の事務で必要**となる大切なものです。



### マイナンバーで何ができるの…

役所にある住民情報を  
**より正確かつ効率的に**  
活用できるようになるんだよ。



例えば、税務情報の名寄せや突合で**より正確な所得把握ができるようになり…**

- 社会保険料や税に関し、公平な給付と負担の実現が図られる
- 真に社会保障を必要とする方に積極的に手を差し伸べる

また、

- 要援護者リストの整備などに活用して災害対策にも役立つ

**役所の業務改革が進み、住民サービス向上の期待も!**

【担当】 利尻町役場 暮らし支援課 町民係 ☎84-2345 知らせますケン 84-0112

# マイナンバー 覚えておきたい4つのこと



## 住所確認!!

現在のお住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、  
通知カードを確実に受け取ることが  
できない可能性があります。



原則として、  
マイナンバーは  
住民票に記載された  
世帯ごとにお送り  
します。

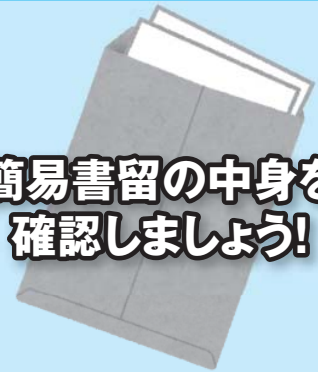


## ② マイナンバーは10月以降 簡易書留で届きます

以下の3つ、入っていますか？  
大切な書類です。間違えて捨てないでください！

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- マイナンバーについての説明書類

簡易書留の中身を  
確認しましょう!



## ③ 申請しよう! 「個人番号カード」

マイナンバーを記載した書類を提出  
する際、義務付けられている本人確  
認が個人番号カードなら1枚で完了

### 申請方法①



- ① 個人番号カードの申請書に、
- ② 署名又は記名押印をし、
- ③ 顔写真を添付の上、返信用封筒に入れ、  
郵便ポストへ!

### 申請方法②



スマートフォンで顔写真を撮影  
⇒オンライン申請も可能!

## ④



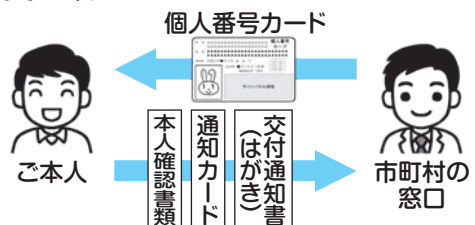
## 個人番号カード受取

平成28年1月以降、申請されたご本人が市町村の窓口で受け取れます。  
受取の際、

- ① 大切に保管していた「通知カード」
- ② 申請後に届く「交付通知書(はがき)」
- ③ 運転免許証などの「本人確認書類」

をお持ちください。

※住基カードをお持ちの方は、返却が必要です。



# こう れい しゃ ぎゃく たい 高齢者虐待

～虐待に気づいたら、  
ご連絡ください～

高齢者虐待は、身近に起こりうる問題です。虐待している家族は、「虐待している」と自覚がない場合が多く、本人自身も虐待を自覚していないケースもあります。**当事者の自覚の有無にかかわらず、客観的に見て権利侵害が行われている場合、それは「虐待」です。**あなたの「気づき」により、虐待の深刻化を防ぐことができます。

## こんなことが虐待にあたります

### 介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話を放棄または放任し、高齢者の生活環境や身体的精神的状態を悪化させていること

### 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

### 性的虐待

本人の合意がなされていない、あらゆる形態の性的な行為、およびまたはその強要

### 経済的虐待

本人の合意なしに金銭や財産を使用し、本人の希望する金銭の利用を理由なしに制限すること

### 心理的虐待

おどしや侮辱などの言葉、無視、嫌がらせ等によって、精神的・情緒的な苦痛を与えること



## 虐待している人も悩んでいるかもしれません

介護している人が長年の介護で疲れ果てたり、一生懸命なあまり追い詰められて虐待に至るケースがあります。また、これまでの人間関係や経済的な困窮、相談者が身近にいないなどの様々な問題があり、複雑な事情を抱えていることがあります。虐待している人を加害者として決めつけず、支援する方法を考えることが必要です。



「虐待かな」と思ったら、下記までご連絡ください。

くらし支援課福祉係  
地域包括支援センター

一般電話 84-2345  
一般電話 84-3300

知らせますケン 84-0124  
知らせますケン 84-9020



# 見守り高齢者情報登録しませんか？

認知症になると、自分の家がわからなくなったり、道に迷ってしまうことがあります。迷ったまま山に入ってしまったたり、交通事故にあったりといった危険もあります。

見守り高齢者情報の登録とは、認知症で行方不明になる心配がある高齢者の写真や個人情報（身長、行動範囲等）を保管させていただき、有事の際に行政・地域で情報を共有し、ご家族と一緒にその方を探す仕組みです。登録は無料です。1人で悩まずに、ぜひご相談ください。



## 【お問い合わせ先】

利尻町役場くらし支援課福祉係  
利尻町地域包括支援センター

一般電話 84-2345  
一般電話 84-3300

知らせますケン 84-0124  
知らせますケン 84-9020

## 平成27年度敬老会のご案内

本年の敬老会を次の日程により開催します

- ◎日 時 平成27年10月9日(金) 午前11:30より
- ◎会 場 利尻町交流促進施設「どんと」
- ◎対 象 昭和16年4月1日までに生まれた方  
(利尻町在住で75歳以上の方、並びに今年度中に75歳に到達する方)  
対象の方には、くらし支援課福祉係よりご案内いたします。

## 平成27年度 利尻町『長寿祝い金』のご案内

本年度の長寿祝い金を利尻町敬老会において支給いたします

- ★支給日 平成27年10月9日(金曜日)
- ★支給内容

77歳(喜寿)	20,000円	80歳到達夫婦	20,000円
88歳(米寿)	30,000円	90歳到達夫婦	20,000円
百歳	50,000円	百歳到達夫婦	30,000円
- ★対象者 毎年住民基本台帳9月1日を基準とし、年齢は当該年度末までにその年齢に到達する方。  
対象者で利尻町敬老会を欠席される方については、後日支給いたします。  
対象の方には、くらし支援課福祉係よりご案内いたします。

# 健診に行こう!!

第2回となりました“健診に行こう!!”シリーズ。今回は「健診を受ける意味」「健診でわかること」「利尻町での健診の受け方」などについてご紹介いたします。これを読んで「健診を受けてみようかな」と思った方は、今すぐ保健師・管理栄養士にご相談下さい！（くらし支援課保健指導係）



## 健診を受ける意味は？

### ①ご自分の体の状態を知る必要があります！

➔「どこも悪いところがない」と思うのは当たり前。**自覚症状が出るのは、相当状態が悪化してからです。**どのくらい血管が痛んでいるかは数値で確認する必要があります。

### ②健診結果から日頃の生活を見直すきっかけに！

➔健診を受けただけでは何も変わりません。**どんな結果で、今後どうする必要があるか、何ができそうかを考える**必要があります。

### ③改善に取り組んでさらに結果を確認を！

➔せっかく生活改善に取り組んだからには、**どれだけがんばれたか、がんばれなかったかを数値で確認**することが、「さらにがんばろう」と思えるきっかけになります。

## 健診でわかることって？

一年間で急に結果が悪くなるはすがありません。毎日の、そして数年間の積み重ねにより結果が変わっているはず。どのように変化してきているかを知ることによって改善点が見えてくるはず！

健診結果の数値がどのくらい危険な状態かがわかります。信号に例えると、青は進め（安心）黄色は注意、赤は危険というように、結果の数値が色分けされて見る事ができますので、今の状態がどのくらいの状況かがわかります。



## どうすれば健診を受けられるの？

**個別健診**：利尻島国保中央病院で年間を通じて受ける事ができます。

ご予約はくらし支援課保健指導係まで。

**集団健診**：10月2日（金）3日（土）に実施されます。9月に回覧・IP告知端末でご案内します。ぜひ一度お申し込みを！！

### ～日ごろのひとコマをご紹介～

今まで体には自信があり、普段病院にかかることもないAさん。「一度健診を受けてみませんか？」と声をかけられ、必要性はあまり感じていないまま健診を受けることになりました。健診を受けると、なんと血糖値が治療レベル！！自覚症状は全くなかったのでも驚いていました。即受診することになり、まずは薬で血糖値を抑えることとなりました。Aさんは、「毎日薬を飲むよりも何とか生活を変えることで管理したい」ととても前向きに考え、食事面、運動面で改善できそうなことを一緒に考えました。皆さんも一人で悩まず、ぜひ保健師、管理栄養士にご相談ください。

平成27年8月から

介護保険の

費用負担が変わりました!

サービス利用・施設入所  
されている皆さまへ

高齢化が進む中で制度を維持するための見直しです。  
費用負担の見直しと合わせて、在宅医療と介護の連携や、認知症の方が地域で暮らし続けられるようにするための施策も進めます。

### ①負担割合が変わります

一定以上所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が1割から**2割**になります。

- ・収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ・利尻町から交付された「介護保険負担割合証」と被保険者証を併せてサービス利用時に提出してください。

### ②負担上限が変わります

世帯内に現役世帯並の所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が37,200円から**44,400円**になります。

- ・町民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により37,200円になります。

### ③食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

食費・部屋代(室料+光熱水費)の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯の中の**預貯金**などの少ない方に限定されます。

- ・預貯金などを、配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- ・町への申請の際は、通帳の写しなどの提出が必要になります。

### ④部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する課税世帯の方等は、**室料相当の額**を負担していただくことになります。

- ・食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。(世帯全員が課税されていない方で、引続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません。)具体的な相部屋代の負担額は、各施設にお問い合わせください。

※ご不明な点は、くらし支援課福祉係へお問い合わせ願います。

# 国民年金からのお知らせ

## ～国民年金保険料の納め忘れはありませんか？～

今一度、納付書をお確かめの上、納め忘れがありましたら早めに納めましょう。たとえ1ヵ月分でも納め忘れた分があると、万一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、忘れずに納めましょう！

平成27年度の国民年金保険料は  
**月額15,590円**です  
(付加保険料は400円)



※付加保険料～老齢基礎年金に付加年金を生涯上乘せすることができます。

## もしも…国民年金保険料の納付が困難なときは

### ◆「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されません。ただし、年金額を計算するときは、保険料免除は保険料を納めた時に比べ2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。

平成27年度分の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月～平成28年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正され、2年1ヵ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

所得の少ない方は  
**保険料免除制度の  
手続きを!**

所得に応じて免除されます。

- 全額免除 ●4分の3免除
- 半額免除 ●4分の1免除

30歳未満の方は  
**若年者納付猶予  
制度の手続きを!**

30歳未満の方に限り  
利用できる制度です。

学生の方は  
**学生納付特例制度  
の手続きを!**

在学期間中の保険料を  
社会人になってから払  
うことができる制度で  
す。

※申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

## 保険料の後払い(追納)をお勧めします!

### ◆免除された国民年金保険料を追加で支払いたいとき

老齢基礎年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて受け取れる年金額が低額になります。

免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の受取額を増やすことができます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。承認された期間のうち、原則古い期間から納付できます。

保険料の免除・猶予を受けた翌年から3年を経過した後に追納する場合には、免除・猶予を受けた当初の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

## ～国民年金保険料の納付は便利な口座振替で～

一度、口座振替の手続をすることで、あなたが指定した口座から自動的に支払いされますので、毎月納めに行く手間がはぶけ、納め忘れの心配もなくとても便利です。

手続き完了までに2ヵ月ほどかかりますので、お早めの手続をお願いします。

### 【お得な口座振替の早割制度はご存じですか?】

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落とし)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると、**毎月50円(年間600円)**が割引となり大変お得です。

早割制度を申し込みすると翌月末の口座振替にて2ヵ月分の保険料が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

さらに、割引額が多い「**6ヵ月前納**」、「**1年前納**」、「**2年前納**」もあります。

## 年金情報流出を口実にした犯罪にご注意下さい!

不正アクセス事案により、日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

ご自分の情報が流出しているのでは?など、ご心配の方は、下記専用窓口またはお近くの年金事務所へご相談下さい。



日本年金機構専用電話窓口 (通話料はかかりません)

☎0120-818-211

◆受付時間/8:30~21:00 (平日及び土日)

この記事に関する  
お問い合わせ先

稚内年金事務所

電話 0162-32-1941

利尻町役場

くらし支援課町民係

電話 0163-84-2345



# スマート国勢調査!



## 平成27年国勢調査を実施します

- 国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施いたします。調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 今回の調査では、インターネット回答か紙の調査票での回答かのどちらかを選択する事が出来ます。
- 9月10日から、調査員が「インターネット回答の利用案内」と「紙の調査票」をお配りしますので、インターネットで回答する方は、**9月10日から9月20日**までの間に回答をお願いします。  
紙の調査票で回答される方は、10月1日から調査員が調査票を回収に伺います。  
※なお、インターネットで回答いただいた世帯には紙の調査票に記入する必要がありませんので、調査員の訪問はございません。

### 国勢調査 2015

国勢調査については「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください。

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

国勢調査2015

検索

## 総務省・北海道・利尻町

平成27年国勢調査利尻町実施本部(利尻町役場まちづくり振興課内)

# ふるさと定住促進

利尻町では、ふるさと定住を促進する目的で、「転入奨励金」「児童養育奨励金」「出産祝金」を支給する事業をおこなっております。

この度、該当した方に対し、保野町長・田尻副町長より「転入奨励金」「出産祝金」がそれぞれ手渡されました。

## 転入奨励金



東京より移住された  
千田貢三さん・恵さん夫婦

## 出産祝金



3人目のお子さんが生まれた  
鎌田秀平さん・美咲さん夫婦



3人目のお子さんが生まれた  
杉田洋介さん・有希子さん夫婦

# NHKラジオ第1 公開録音 「真打ち競演」

利尻町とNHK旭川放送局では、NHKラジオ第1「真打ち競演」の公開録音を平成27年9月12日（土）に利尻町交流促進施設「どんと」で実施します。  
この番組は、演芸界選りすぐりの出演者による漫才や漫談、落語をお楽しみ頂けます。  
観覧ご希望の方は、下記の方法でお申込み下さい。

出演	(歌謡漫談)	(漫談)	(落語)	(漫才)	(漫談)	(落語)
	東京ボーイズ	ケーシー高峰	三遊亭歌武蔵	にゃんこ・金魚	三遊亭小円歌	春風亭小柳枝
						

**観覧方法**

- ・入場料は無料ですが、入場整理券（1枚につき1名入場可）が必要です。
- ・入場整理券は下記の配付窓口でお受取り頂くか郵便はがきでお申込み下さい。
- ・郵便はがきでお申込みされた方には、入場整理券をお送り致します。

■日時 平成27年9月12日（土）  
開場/午後5時45分 開演/午後6時20分 終演/午後8時30分（予定）  
■会場 利尻町交流促進施設「どんと」  
※放送日：平成27年10月17日（土）午前10時5分～〈ラジオ第1／全国放送〉  
：平成27年10月24日（土）午前10時5分～〈ラジオ第1／全国放送〉

## 〈配付窓口〉

- ◆利尻町役場 まちづくり振興課  
[受付時間/午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）]
- ◆利尻町役場 仙法志支所  
[受付時間/午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）]

## 〈郵便はがき送付先〉

〒070-8680 NHK旭川放送局「真打ち競演（利尻町）」係宛

記入事項：（1）郵便番号（2）住所（3）氏名  
（4）電話番号（5）観覧希望人数（4名まで）

※受付は先着順で、定員に達し次第、締め切らせて頂きます。  
※1歳以上のお子様から入場整理券が必要になります。



※NHKではご応募の際にいただいた情報を、入場整理券の送付のほか、番組やイベントのご案内や受信料のお願いにご使用させて頂くことがあります。

**お問合せ先** 利尻町役場まちづくり振興課企画振興係（TEL 84-2345）



街をひと歩き  
まちの話題にズーイン!



6月28日  
大型客船にっぽん丸



7月18日・19日  
第57回利高祭



7月21日  
第28回反核平和の火リレー



7月25日  
利尻岩盤焼きinくつがた



7月31日~8月2日

沓形中学校卓球部  
全道大会出場



沓形中学校バレー一部  
全道大会出場



# 地域おこし協力隊員を 紹介します!



地域産業の活性化や町・団体が取り組む地域活性化事業に従事する新たな人材を都市部から受け入れる「地域おこし協力隊」制度。利尻町では、平成22年度からこの制度の活用を始めました。この8月から1名の協力隊員を採用しましたのでご紹介いたします!



お お ぜ き た い ち  
氏名 **大 関 太 一** (24歳)

★**出身地** 千葉県千葉市

★**これまでの経歴**

東京で大学を卒業後、3年間銀行員として働いていました。

★**活動内容**

地域づくり推進員として、「島の駅」～海藻の里・利尻～の業務支援を行っています。

## ★島の第一印象

水も空気も景色も綺麗で、素晴らしい場所だと感じました。

## ★協力隊としての目標

利尻町の発展に少しでも多く貢献し、国内だけではなく、海外の人々にも魅力を発信していきたいです。

## ★趣味、特技

趣味：バイクでツーリング、キャンプ、旅行  
特技：中国語

## ★町民皆様へのメッセージ

自分にできることがあれば、何でもやっていきたいと考えていますので、何かお困りのことがあれば、気軽に声をかけて頂ければと思います。

1日でも早く町に馴染んで、顔と名前を覚えてもらえるように頑張りますので、町民のみなさんどうぞよろしくお願いいたします。



現在、利尻町では下記の職種の地域おこし協力隊を募集し、今後も地域活性化・まちづくりを推進して参ります。

- 高齢者サポート隊員
- 博物館業務支援員
- 社会教育推進員

※地域おこし協力隊の採用は、都市住民など地域外の方を対象にしています。

# わが家の愛

りしりんが  
わが家の愛どるを  
紹介するよ♪



今回は、杓形保育所  
すみれ組の2人の  
お友達を紹介するよ!



## 鎌田 瑠華 ちゃん(4さい)

父：秀平 母：美咲

いつも元気いっぱいのか。  
まだまだ甘えんぼうなどもあるけど、  
最近は妹も生まれ、よく面倒をみて  
くれて助かっています。  
いつまでも、仲良し姉妹で  
いてね♡



【お母さんから】

## 渡邊 粹生 くん(4さい)

父：大樹 母：佳世

ママには甘えん坊の粹生だけど、  
やっぱり男の子。  
戦いごっこが大好き!  
いつもパパを相手に大暴れ!!  
憧れのヒーローみたいに、  
強く優しく、大きく育ってね♡



【お母さんから】



「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

## 夏は火の事故に注意!!

これからの季節は海や山などでのレジャーの季節です。バーベキューや花火など、火を使う機会が多くなります。子供たちだけでの花火やバーベキューの後片付けなど、火の取り扱いには十分に注意して夏の事故を防ぎましょう。

## 暑くなってくるこの時期、熱中症に注意!

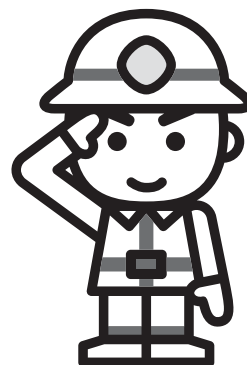
### 熱中症とは?

熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動により体内の水分や塩分（ナトリウム）などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体がだるい、ひどいときには痙攣や意識の異常など、様々な症状をおこす病気です。

家の中でじっとしていても室温や湿度が高いために、熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。

### 熱中症予防のポイント

- 部屋の温度をこまめにチェック！  
(普段過ごす部屋には温度計を置くことをお奨めします)
- 喉が渴いたと感じたら必ず水分補給！
- 喉が渴かなくてもこまめに水分補給！
- 外出の際は体を締めつけない涼しい服装で、日よけ対策も！
- 無理をせず、適度に休憩を！
- 日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを！



## 119番通報の正しいかけ方 ～救急車を呼ぶ場合の例～

### 消防署員



### 通報者



「はい、消防です。火事ですか?救急ですか?」

「救急です。」

「どうしましたか?」

「〇〇が居間で胸を押さえて倒れました。」

「倒れた人の名前と年齢を教えてください。」

「〇〇〇〇。△△才です。」

「意識と呼吸はありますか?」

「呼吸はしていますが意識はありません。」

「住所を教えてください。」

「沓形(仙法志)〇〇町〇〇近くの〇〇です。」

「あなたのお名前と電話番号を教えてください。」

「〇〇〇〇です。番号は△△-△△△△です。」



出動件数 火災0件 救急71件 (平成27年7月31日現在)



# 北方領土返還要求運動強調月間

8月1日～8月31日



「**知ること**」が  
四島返還の  
第一歩

## 択捉・国後・色丹・歯舞

意識してください この四島は私たちの島です

【返還要求署名コーナーを設置しています】

- ・利尻町役場庁舎1階
- ・交流促進施設どんと
- ・利尻町公民館
- ・ホテル利尻
- ・利尻町立博物館
- ・総合体育館 夢交流館

ご協力をお願いします!

ご不明な点は、総務課総務係までご連絡ください。  
TEL 84-2345

## ぴいぷる

(戸籍の動き) 2015年7月31日現在

### おくやみもうしあげます

- 6月10日 新 湊 佐藤ハツエ さん(86歳)
- 6月30日 泉 町 長谷川勝義 さん(90歳)
- 7月1日 元 村 田古 操 さん(93歳)
- 7月24日 緑 町 志摩 進 さん(79歳)



### ● よせられた善意 ●

【指定寄附】

- ◆北海道樺戸郡新十津川町中央77-65  
木下 裕二 様より  
一金 100,000円  
(町民図書室図書購入資金)

- ◆利尻町杓形字泉町  
佐藤 義美 様より  
一金 100,000円  
(特別養護老人ホーム備品購入資金)

【一般寄附】

- ◆利尻町杓形字泉町  
長谷川 テルエ 様より  
一金 50,000円

### はじめまして! ベイビー



- 6月15日 杉 田 <sup>かえで</sup>楓 くん  
富野 [父: 洋介]
- 6月24日 中 辻 <sup>ゆういちろう</sup>雄一郎 くん  
新湊 [父: 清貴]
- 6月28日 石 垣 <sup>かなた</sup>奏 汰 くん  
日出町 [父: 司]
- 7月11日 飯 田 <sup>しょうた</sup>勝 大 くん  
泉町 [父: 直輝]

### はっぴい・ういでいんぐ



- 6月6日 緑町  
小林 由典 さん  
葛西 由紀恵 さん

### ● ご厚情に感謝申し上げます ●

この度、次の方々から愛情銀行に金一封及び物品が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 杓形字泉町 佐藤義美 様から、妻 佐藤ハツエ 様の香典返しを廃して
- 札幌市北区篠路 宝来友喜 様から、母 宝来サナエ 様の香典返しを廃して
- 杓形字泉町 長谷川テルエ 様から、夫 長谷川勝義 様の香典返しを廃して
- 仙法志字御崎 鳴海正吉 様から、妻 鳴海和子 様の病気見舞い返しを廃して

【利尻町社会福祉協議会】



この広報紙は道産間伐材を使用しています。

発行：利尻町役場 編集：くらし支援課町民係 印刷：(株)国境  
TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553  
利尻町公式ホームページ <http://town.rishiri.jp/>  
Eメール [choumin@town.rishiri.hokkaido.jp](mailto:choumin@town.rishiri.hokkaido.jp)  
(広報りしりに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)



【まちの人口】 **2,229人** 世帯数 1,153世帯 男 1,072人 女 1,157人 (平成27年7月31日現在)